

【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画（令和7年度～令和11年度）】（案）

本市では専門職による専門的助言等の支援や確保、地域連携ネットワークの構築及びコーディネートを担当する中核的な機関「（以下「中核機関」という。）を社会福祉協議会に設置しています。
本市は、中核機関と連携を図ることで、成年後見制度の①広報・啓発、②相談機能、③成年後見制度利用促進（受任者調整や地域における権利擁護支援の担い手の育成、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行等）、④後見人支援機能、⑤不正防止効果の推進を図り、地域の権利擁護支援体制の構築に努めていきます。

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者は年々増加しており、令和6年4月1日時点で総人口の25.7%、市民の4人にひとりとなっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の高齢者、なかでも75歳を超える高齢者人口は、令和22年まで増加が続くと推計されていることから、高齢化と共に有病率の高まる認知症患者数の増加も予測されます。

また、療育手帳を所持する知的障害者や精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。そうした障害者を養護する家族の高齢化も進んでおり、「親亡き後」の障害者への支援を社会全体で考える必要性が高まっています。

判断能力が十分ではない方の権利を守るためには、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を強化するとともに、その利用の促進を図ることが重要です。

制度の利用支援（市の取り組み）

成年後見制度利用の必要性があるにも関わらず、親族がいない又は親族との関係が疎遠である等、親族による審判の申立てが期待できない場合においては、市長申立ての支援を行います。また、被後見人等が経済的に困窮しており、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な場合においては、成年後見制度利用支援事業を通して、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。また、中核機関との連携を図り、これらの制度について、更なる周知・拡充に努めていきます。

地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークの「三つの役割」①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を中心に協議を進めていきます。

協議会の役割

本市では、令和6年4月1日より、地域連携ネットワークの構築や専門職による専門的助言等の支援や確保等の場として「伊勢崎市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）」を設置しています。弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職を構成員とし、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めていきます。

中核機関の役割

地域連携ネットワークのコーディネートや協議会等の事務局的な機能を担う中核的な役割を担っていきます。中核機関が担うべき具体的機能等は次のとおりです。

①広報・啓発の推進

成年後見制度の利用促進に係るリーフレットを作成し、居宅介護支援事業所や障害者センター、相談支援事業所（障害福祉関係）、高齢者相談センター、公民館、金融機関、医療機関等に配布します。また、高齢分野や障害福祉分野等の関係者向けの研修会や市民向けのセミナーを実施することで制度の周知を図っていきます。なお、周知にあたっては、法定後見制度だけではなく、本人が十分な判断力を有しているうちに、不十分になった場合に備え、あらかじめ自ら後見人を定めておく任意後見制度や、日常生活自立支援事業などの他の制度についても周知を行い、権利擁護の理解促進に努めます。

②相談機能の強化

中核機関に成年後見制度に特化した相談窓口を設置しています。地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等を1次的な相談窓口、中核機関を2次的な相談窓口として位置付け、相互に連携することで本市の相談機能の強化を図っていきます。また、協議会での議論やその関与を得つつ、専門職等の助言や支援を受けることで相談機能の資質の向上に努めます。

③成年後見制度利用促進

a) 受任者調整（マッチング）等の支援

本人の状況に応じて、親族後見人候補者への助言や専門職へのつなぎ、選任後のフォローアップ等の支援を行います。また、第三者後見人等を検討している場合は、必要に応じて専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）へつなぎ、受任者調整による支援を行うことで本人にとって適切な後見人等の選任につながるように努めます。

b) 担い手の育成

少子高齢化による後見人等の担い手不足の解決策として市民後見人の養成が挙げられます。本市においても市民後見人の養成が課題となるため、調査研究に努めます。

c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

地域連携ネットワークを構築することで、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化します。

④後見人支援機能

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて、法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を整えます。

⑤不正防止効果

成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多く、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することにより、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。